

農業資材審議会農薬分科会

農薬蜜蜂影響評価部会

(第1回)

# 農業資材審議会農薬分科会農薬蜜蜂影響評価部会

## (第1回)

令和3年 4月14日(水)

13:30~14:10

農林水産省消費・安全局第6会議室

(WEB会議形式による開催)

## 議 事 次 第

### 1 開 会

### 2 議 事

(1) 農薬蜜蜂影響評価部会における文献情報の取扱いについて

(2) 農薬の登録申請において提出すべき資料について（平成31年3月29日付け30消安第6278号  
農林水産省消費・安全局長通知）別添「ミツバチが暴露しないと想定される作物」への作物  
の追加について

### 3 閉 会

午後1時30分 開会

○山原課長補佐 定刻となりましたので、ただいまから、農業資材審議会農薬分科会農薬蜜蜂影響評価部会第1回を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

事務局を務めます農産安全管理課課長補佐の山原でございます。部会長に議事をお願いするまでの間、司会進行を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

今回はリモートでの開催となりますので、進行に不都合が生じるかもしれません。御容赦いただけますと幸いです。なお、御発言の際でございますが、挙手機能などで御教示いただけますと幸いです。また、回線に支障がない限り、先生方、カメラをオンに切り替えていただければと存じます。

本日の農薬蜜蜂影響評価部会は公開で開催をいたしております。傍聴の皆様方にもお越しいただいております。

さて、本部会は、令和元年11月6日の農業資材審議会農薬分科会におきまして、設置されました。農薬の蜜蜂影響評価に関する事項は農薬取締法の改正により充実いたしましたことから、その審議のために新たに本部会を設置したところでございます。御審議いただきます事項はミツバチの蜂群への影響、その他、農薬のミツバチへの影響評価に関する事項でございます。

本日は、本部会の設置が了承されて初めての会合となりますので、委員の先生方を御紹介させていただきますと思います。お手元に、資料2、農業資材審議会農薬蜜蜂影響評価部会（第1回）出席者名簿を配付いたしておりますので、そちらも併せて御参照ください。

では、先生方、御紹介さしあげます。まず、五箇委員でございます。

○五箇委員 五箇です。よろしくお願いいたします。

○山原課長補佐 與語委員でございます。

○與語委員 與語です。よろしくお願いいたします。

○山原課長補佐 永井委員でございます。

○永井専門委員 永井です。よろしくお願いいたします。

○山原課長補佐 中村委員でございます。

○中村専門委員 中村です。よろしくお願いいたします。

○山原課長補佐 横井委員でございます。

○横井専門委員 横井です。よろしくお願いいたします。

○山原課長補佐 本日は委員の先生方2名、専門委員の先生方3名に御出席いただいております。

また、本日は、専門参考人の先生にも御出席をお願いしておりますので、御紹介をさせていただきたいと

思います。稲生専門参考人でございます。

○稲生専門参考人 稲生でございます。よろしくお願ひいたします。

○山原課長補佐 本部会は、農業資材審議会令第7条第1項で、委員と臨時委員の先生方過半数の御出席で会が成立すると規定されております。本日は全員の御出席を頂いておりますので、本部会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

本日の議題でございますが、まず、農薬蜜蜂影響評価部会における文献情報の取扱いについて、次に、農薬の登録申請において提出すべき資料について（平成31年3月29日付30消安第6278号農林水産省消費・安全局長通知）別添の「ミツバチが暴露しないと想定される作物」への作物の追加について、以上を御審議いただきたいと思っております。

本日の配付資料について、御確認いただきたいと思ひます。まず、資料1といたしまして、議事次第、資料2といたしまして、出席者名簿、資料3といたしまして、委員名簿、資料4といたしまして、農薬のミツバチ影響評価に係る公表文献の取扱いについて、資料5といたしまして、ミツバチが暴露しないと想定される作物の案。そのほか、参考資料といたしまして、参考資料1、こちらは公表文献の取扱いについて（論点整理）ということで、農業資材審議会の農薬分科会の第24回で配付いたしました資料をお配りしております。参考資料2といたしまして、残留農薬の食品健康影響評価における公表文献の取扱いについてということで、こちらは、食品安全委員会の農薬第一専門調査会で決定された文書をお配りしております。参考資料3といたしまして、ミツバチが暴露しないと想定される作物、参考資料4といたしまして、農薬のミツバチへの影響評価ガイダンス、参考資料5といたしまして、農薬取締法、参考資料6といたしまして、農薬取締法第4条第1項第5号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件、参考資料7といたしまして、農業資材審議会令、参考資料8といたしまして、農業資材審議会議事規則、参考資料9といたしまして、農業資材審議会農薬分科会農薬蜜蜂影響評価部会設置規定をお配りしております。

先生方のお手元におそろいでございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に、本部会の座長を選任いただきたいと思ひます。本部会の座長は、委員の互選により選任するというにしております。先生方、いかがいたしましょうか。

○五箇委員 五箇ですけれども、與語先生を推薦したいと思ひますが、よろしいでしょうか。

○山原課長補佐 今、與語先生というお声が、五箇先生の方からございました。よろしいでしょうか。與語先生、いかがでしょうか。

○與語委員 お引き受けいたします。

○山原課長補佐 ありがとうございます。

それでは、本部会の部会長を與語委員に願ひしたいと思ひます。また、以降の議事を與語委員に願ひ

したいと思います。與語委員、よろしくお願ひいたします。

○與語部会長 部会長というお役目を仰せつかりました與語です。よろしくお願ひいたします。

本日は、皆様、御多用のところ御出席いただきまして、ありがとうございます。本日は、先ほど農水省の方から話ありましたけれども、まず、1として、農薬蜜蜂影響評価部会における文献情報の取扱いについて検討して、2として、農薬の登録申請において提出すべき資料について（平成31年3月29日付30消安第6278号農林水産省消費・安全局長通知）ということで、別添の「ミツバチが暴露しないと想定される作物」への作物の追加について、御議論いただく予定になっております。慎重かつ活発な御審議をお願ひいたします。

それでは、議事の1、農薬蜜蜂影響評価部会における文献情報の取扱いについての審議に入ります。事務局より説明をよろしくお願ひいたします。

○中庭審査官 農薬審査官の中庭です。

私から、資料4に基づき、説明をさせていただきます。

まず、背景といたしまして、農薬の安全性をより一層向上させるため、平成30年に農薬取締法を改正し、科学の発展により蓄積される、農薬の安全性に関する新たな知見や評価法の発達を効率的かつ的確に反映できる農薬登録制度としたところです。具体的には、既に登録されている全ての農薬について、定期的に最新の科学的知見に基づき、安全性等の再評価を行う仕組みを導入するとともに、農薬の安全性に関する科学的知見を収集し、必要な場合には、随時登録の見直しを実施することとしております。

収集する科学的知見のうち、文献情報については、著者の研究目的に応じ、それぞれの方法で実施された研究結果が記載されることから、農薬の登録申請のために要求しているテストガイドラインに基づき、GLP基準に従って実施し得られた試験成績と異なり、評価・審査の目的の適合性や結果の信頼性が様々であります。そのため、文献情報を農薬の審査等に適切に使用するに当たっては、その収集、選択等の方法に一貫性かつ透明性を担保する必要があり、農林水産省としましても、その方法の確立に向けた検討を進めることとしたいと考えています。

なお、例えば、内閣府の食品安全委員会は、残留農薬の食品健康影響評価において、リスク管理機関が提出する公表文献について、評価を行う専門委員会が使用可能と判断したものを食品健康影響評価に利用することとしておまして、同委員会農薬第一専門調査会がその基本的考え方、手順等を定めた文書を作成していることから、こうした内容も踏まえた検討を進めることが望ましいものと考えられます。また、これらの内容というのは、令和3年3月24日第24回の農業資材審議会農薬分科会における議題、「公表文献の取扱いについて」というところで審議に用いた資料に記載されている内容です。

具体的にその内容ですね、2番です。農業資材審議会農薬分科会（第24回）における審議事項としましては、収集する公表文献は、「査読プロセスのある学術ジャーナルに全文掲載された文献であり、かつ日本語

又は英語で作成された一次資料（原著）」とする。収集に当たっては、選択バイアス及び出版バイアスを減らすための「システマティックレビュー」プロセスに基づく広範な文献検索を行うこととする。次に、収集した文献について、評価の目的との適合性及び結果の信頼性に基づき分類することとし、その基準をガイドラインで明らかにすることとする。これらの事項が了承されたところでは、

最後に、本部会の論点としましては、これら決定事項を踏まえた農薬のミツバチ影響評価に必要な観点、これについて、何かということについて、論議いただきたいと考えております。

以上でございます。

○興語部会長 ありがとうございます。

今の説明がありましたように、公表文献の取扱いにつきましては、皆さんにお配りしている参考資料1で、既に農薬分科会の方で話し合われた論点整理が示されておりますが、この取扱いにつきまして、先に開催されましたその分科会でも審議がなされているということで、それを踏まえて、農薬のミツバチ影響について必要な観点は何かということになると思いますけれども、何か御意見等ございますでしょうか。

○永井専門委員 永井ですけれども、よろしいでしょうか。

○興語部会長 どうぞ、永井委員、どうぞ。

○永井専門委員 この議題につきまして、事前にちょっと考え方を整理してきましたので、その考えを述べさせていただきたいと思います。

まず、公表文献の収集、選択のためのガイドラインを作りたいということですが、そういう考え方に賛同します。また、文献の収集、選択の手法として、ここではシステマティックレビューのプロセスというふうを書いてありますけれども、その手法を使用しようとするのもよいというふうにも考えます。

それから、ここで対象として、資料4の中では、査読プロセスのある学術ジャーナルで日本語又は英語の一次資料というふうに書いています。この定義になりますと、いわゆるハゲタカジャーナルみたいな、そういうものも含まれてしまって、一応、表向き査読ありますよと言っていますが、ほとんど内容のチェックもしていないようなものも出てきますので、基本的に、やる場合には文献データベースを使いますので、そういう、ちゃんとジャーナルの信頼性を評価されたジャーナルだけを載録している文献データベースを使うということになるのかなと思います。

例えば、Web of Scienceなんかも、何でもかんでも載録しているわけではなくて、どの程度の審査をしているのか、具体的には余り詳しくは知りませんが、そういうわけ分かんないようなジャーナルを載録しているわけではないというふうに思っています。

それから、この一次資料（原著）というふうに限定してしまいますと、例えば、欧米などで政府が公表しているリスク評価書みたいなもの、そういうものというのが含まれないことになりますので、それは論文と

いうものではないんですけども、やはり非常に重要な文献になりますので、そういうものをどこまで収集するかということについて、少し整理をしていくことが望ましいというふうに考えています。

それから、次に、システムティックレビューについてですね。システムティックレビューについては、ガイドラインとしてPRISMA声明というものが出ていまして、この最新版が2021年、今年になって新しいものが出ています。なので、基本的にはこれを参考としてやっていくというのが望ましいというふうに考えます。

次に、信頼性評価の部分ですね。これもなかなか信頼性評価というのは難しいのですが、参考資料に出てくる食品安全委員会なんかの方で、資料の方で、Klimischが提案している4段階の信頼性基準、こういうものを使っていくのがいいのではないかとというふうに私も考えます。4段階というのは、これ、信頼性あり、制限つき信頼性あり、信頼性なし、評価不能という4段階に分けますけれども、基本的には、この上の信頼性1か2のものについて、リスク評価に活用可能というふうに考えられます。

それから、信頼性の評価、それをどうやって4段階に分けるかという話ですけども、ポイントとしては3つありまして、これはミツバチのテストガイドラインに基づいて、試験が実施されるものですので、まずはその試験ガイドラインへの適合性が1つあります。

それから、試験条件等の情報が十分に記載されているかどうかということですね。これ、論文とかだと、あまり試験条件等、それほど詳しく書いていないもの、もうガイドラインに基づいてやりましたとしか書いていなかったりですね、そういうもの、論文というのは結構あるのですが、やはり試験条件などが細かく書いていないと試験自体が再現できませんので、そこの情報が十分提供されているかどうかはかなり重要なポイントというふうに考えます。

それから、結果についてですけども、やはり用量・反応関係の明瞭性ですね。この辺が結果の部分については重要というふうに考えます。

私、水生生物の方ではかなりこういう信頼性評価やっていますけれども、そちらの方では、暴露濃度の数字というのはかなり重要ですが、ミツバチはそちらの方の数字はそれほど重要ではないのかもしれないと思います。

あと、最後に注意点なんですけれども、こういうふうに文献を整理していくと、データが複数出てくるという可能性がありますので、そういうふうにデータがたくさん出てきた場合にどうするかというような話になるのですが、この場合、まず、基本的な考え方としては、なるべく幅広に採用して、何でその毒性値が変動するのか、何でこういう幅が出てくるのかということについて、ある程度、その考察をするべきであると。基本的には、その変動幅の中で幾何平均値を採用するというのが通常の考え方かなというふうに思います。逆に、どれが一番いいかというふうに1つに決めようということは、余り私はやめた方がいいというふうに

考えております。

あと、毒性値が低いものを採用しようという考え方も、もちろんありますね。安全側に、安全側の仮定になるべく立つという考え方もあるのですが、ただし、毒性値が低いほど信頼性が高いとか、科学的に正しいとかそういうわけではありませんので、そういうところも注意しながら、複数得られたときにどうするかということを考える必要があると思います。

あと、最後になりますけれども、食安委の方の資料、参考資料2の方では、一番最後に疫学研究結果の取扱いについてという部分があります。これは室内の毒性試験ではなくて、疫学の結果をどう使うかという考え方ですね。これ、ミツバチの場合でいえば、圃場で散布したときにミツバチに影響が出たとか、そういう論文をどう扱うかということになるかと思うのですが、今回のリスク評価のスキームで考えますと、これがもし、Tier 2の半野外試験のようなものに相当するのであれば、検討の可能性というのはありますけれども、それ以外の研究結果をリスク評価に使うというのは現段階では難しいのではないかというふうに考えております。

ちょっと長くなりましたけれども、以上になります。

○與語部会長 永井委員、ありがとうございました。

永井委員の方からは、今回、審議事項で挙げられている3つのポイント、資料の種類、どのような種類のものを扱うか、それからシステマティックレビュー、それから評価の目的とか、そういうことに関することも詳細にコメントいただいた上に、あとは注意点として3点ほど挙げていただきましたけれども、ほかに何か御意見とか、御質問でもいいですかね。ありましたら、お願いいたします。特にございませんか。横井さん、どうぞ。

○横井専門委員 私の方も、審議事項としては、3つともこれでいいのかなと思っておりまして、1つ、ちょっと先ほど永井さんもおっしゃられたような形の公表文献に関しては、参考資料2の方では、取扱いの中身として、この一次資料（原著とする）に加えて、さらにそのレビューとか、そういったところにも何か言及がされているものがあると思うのですが、今回、公表文献として収集する中にはこのレビュー等も、参考資料2に準じる形であれば、入れるというふうに理解してもいいのでしょうか。それとも、この辺りは、レビュー等は切り離すというふうに考えた方がいいのでしょうか。

○與語部会長 多分、今後どうするかをこの部会の中でいろいろと議論していく、1つのテーマになろうかと思えますけれども、何か事務局の方からございますでしょうか。

○山原課長補佐 事務局でございます。

横井先生、おっしゃっていただいたように、今後、その件についても、最終的には考え方の書き物になっていくことになろうかと思えますので、そのときに入れる、入れないも含めて、御判断いただければと思っ



ております。

○横井専門委員 ありがとうございます。

あと、収集文献の基準としては、例えば、日本で、今、ミツバチの成虫への毒性試験なんかは、いわゆる経口摂取という条件を規定しているかと思いますが、例えばそういったところにも規定した形での文献収集になるのか、例えばいわゆる散布したような暴露条件も収集するものになるのかといったところも、この辺はもう決めてしまった方がいいのかなというのはあるのですが。

○與語部会長 それに関しては、ほかの委員の先生方で何か御意見とかあれば。

私もその辺はポイントかなと思っておりまして、詳細にどういう文献の範囲を対象とするかと考えたときに、そういう暴露の方法ですよ、それに関してもしっかりと捉えておく必要があるかなと。実際、農薬を散布したときに、暴露のされ方は食品安全委員会ですべての口から食べるだけではないので、そういうところは確かに検討すべきかというふうに思いますが。

○横井専門委員 ありがとうございます。

○與語部会長 横井委員、ほかは、特にはよろしいでしょうか。

○横井専門委員 今のところ、私の方はそれで大丈夫です。

○與語部会長 ほかに、何かございますでしょうか。

○中村専門委員 私、いいですか。

○與語部会長 どうぞ、お願いします。

○中村専門委員 これは、以前事務局にもお送りしてあると思うのですが、オックスフォードのゴッドフレイという人が、データのエビデンスの強さというのを4段階に評価して、全部で500論文ぐらいを再評価するという、論文自体の再評価をするという仕事をして、2つの論文に分けて出しているの、それ、結構参考になるんじゃないかとは思っています。

それを見ると、論文単位じゃなくて、ある論文のこの部分に関してはエビデンスがしっかりしているけれども、ここはそうでもないというようなふうに、同じ論文の中で使える部分と使えない部分というのを抜き出していたりするので、この論文ならオーケーというようにはしない方がいいのかなというふうには、ちょっとそれを見た感じでは思いました。 以上です。

○與語部会長 中村委員、ありがとうございました。

ほかにありますでしょうか。

ちょっと事務局に、私から1つ質問なんですけれども、この論点に書かれていますミツバチ影響評価に必要な観点ということで、これはこの部会が担当するというか、対象とする、いわゆる養蜂ミツバチ、セイヨウミツバチという、その範囲はそこに限定して考えてよろしいものなのですかね。何か、事務局の方から御

意見とか、こう考えているとか、ありますか。

○中庭審査官 この評価法を立ち上げる際、蜜蜂影響評価の指針としている「農薬のミツバチへの影響評価ガイドランス」において、評価対象を養蜂に用いられるミツバチであるセイヨウミツバチという範囲と定めておりますので、その範囲でよろしいかと思っております。

○與語部会長 ありがとうございます。

ほかに、何かございますか。

今後、この部会の方で更に詳細に詰めていきながら、この蜜蜂影響評価部会として、どのようなものを公表文献として、どのように扱っていくかということを議論していくこととなりますので、また、何かございましたら、後ほどでも、コメントとか御意見とか頂ければというふうに思います。

今回頂きました御意見を基にしまして、今後も部会で審議を継続していくこととしたいと思いますが、それで、特によろしいでしょうか。

では、よろしければ、農薬蜜蜂影響評価部会における文献情報の取扱いについてに関する本日の審議は以上とします。

○山原課長補佐 事務局でございます。

先生方、御審議いただきまして、誠にありがとうございます。

○與語部会長 それでは、議事の2に移ります。議事の2は、農薬の登録申請において提出すべき資料について、平成31年3月29日付30消安第6278号農林水産省消費・安全局長通知の別添にあります、「ミツバチが暴露しないと想定される作物」への作物の追加についての審議です。では、事務局から説明をお願いします。

○中庭審査官 では、事務局より説明をいたします。

こちらは、農薬の登録申請において提出すべき資料について、平成31年3月29日付30消安第6278号農林水産省消費・安全局長通知の別添でありまして、「ミツバチが暴露しないと想定される作物」、こちらへの作物を追加するというものです。

参考資料がございますので、参考資料4の4ページを見ていただきたいのですが、この参考資料4というのは農薬のミツバチへの影響評価ガイドランスという、農薬のミツバチへの影響評価における事項を定めたものです。

その中で4ページを御覧いただきたいのですが、農薬の剤型や使用方法から見て、ミツバチが暴露しないと想定される場合、要求する試験を除外することを可能とする。以下のようなケースが該当するとしており、経口毒性試験を除外するケースとしまして、下に色付きで記載していますが、開花前に収穫する作物及び開花しない作物、これは管理により開花しない作物を含む、に使用される場合、また、ミツバチが訪花しないとの知見がある開花作物に使用される場合等が記載されております。

先ほど御説明しました通知の別添は、これらをリスト化したものでありまして、現行のものが参考資料の3にあり、ミツバチが暴露しないと想定される作物、これが現行の通知の別添でございます。

では、資料5に戻って説明をさせていただきますが、こちらの基本事項としまして、栽培管理の実態や作物の生育実態を示す知見が明らかになり、下記1～5に該当すると認められるものについては、同様に扱うものとする。現行の栽培管理から大きくかけ離れた栽培実態等が明らかになった場合には、評価の対象とすることがあり得るといふふうに考えております。

では、今回追加されるものについて御説明します。

まず、1)、開花前に収穫する作物ということで、1) あぶらな科の畑わさびというのがあります。こちらは、主産の都道府県に聞き取りを行いまして、花芽の収穫が主体であること、また、花芽を収穫しないものは、主としてハウス栽培等であるということでありました。

次に、ちょっと飛びますが、4) のゆり科の食用ゆりですが、こちらも主産都道府県に聞き取りを行いまして、栽培法としまして、根に栄養を行き渡らせるために、つぼみを除去して、花を咲かせないようにしているとのことでした。

少し先の、8) ですね、その他の作物、やなぎたでというのがございます。こちらも主産都道府県に聞き取りを行いましたら、こちらは大部分が料理のつま物としての栽培でありまして、主に芽出しした状態で収穫するとのことでした。

戻っていただきますが、前のページ、2) のきく科根菜(ごぼう)、また5) のせり科根菜類(にんじん(葉))、その次の6) ヒユ科かえんさい、この3つにつきましては、開花前に収穫する作物であり、それぞれ対応するものとして、葉ごぼう、にんじん、てんさいというのが既にリストに入っております、これと同様の考えで追加を行うというものです。なお、にんじんの葉というのは、農薬登録に係る適用作物においては、根菜類というところに分類されており、比較的若い葉を根とともに収穫するものというふうに定義されております。

これが、1番の説明です。2番は、特に該当はありませんので、大きい番号の3番ですね。夜間に開花する作物ですが、こちらにピタヤというのがありますが、これは別名はドラゴンフルーツと呼ばれているものですね。サボテンの仲間です。花が、ハチが活動しない夜間に開花する性質がありまして、翌朝にはしぼんでしまうということです。これと同様の性質を持つものでは、同じサボテンの月下美人と呼ばれているようなものが有名であります。

最後に、4番というのがありますが、ミツバチが訪花しないと知見のある作物についてとしてのさとうきびでございます。さとうきびはイネ科で、風で花粉を飛ばす風媒花というものに属します。こちらは、事務局で聞き取り等も行っており確認したところ、ミツバチがさとうきびの花粉を利用しているとの知見は確認さ

れませんでした。

また、このさとうきびは、全ての品種で花粉を付けている穂が出るわけではなく、沖縄県のデータによれば、平成30/31年期の収穫面積数量というものが公表されていますが、それによれば、そのうちの約6割が穂が出ないか、穂がごく少数しか出ない品種で占められております。

説明は以上でございます。

○興語部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か御質問とか御意見等ございましたら、お願いします。特にございませんか。

ないようでしたら、中村委員、ミツバチの専門家の目から見て、今の御説明で何か不明とか、もう少し追加した方がいいような内容とかございましたら、お願いいたします。

○中村専門委員 基本的には問題ないかと思います。管理によってという部分は、逆に言えば、花が咲いてしまう状況というのもあり得るということではあると思いますが、実際に農薬を使うような栽培をしているというのは、どっちかという管理が行き届く方なので、花がない場面が多くて、時々、自然栽培系のことをやっていて、本来今ここでミツバチが訪花するチャンスがない作物というものの花を咲かせている人たちは、逆に言うと、農薬を使っていないというようなことが一般的なので、この範囲のことであれば妥当だろうと思います。

○興語部会長 ありがとうございます。

ほかの委員の先生方で、何か御質問なり、御意見等ございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

ちょっと私の方から1つだけ確認ですけれども、この資料5のところでも最初に説明していただいた文章がございますね、4行ぐらいの文章ですけれども。この文章の取扱いは、今後どういうふうになっていくのでしょうか。事務局の方、よかったですら、教えていただければと思いますが。

○中庭審査官 これは、実は現行の表にも入ってはいるのですが、この内容を全体ではっきり書いておいた方がいいということで、文章の前、表のリストの前に出すことで、今後、通知を改正する際には全体論としてこういうことだということを明らかにしたいという意味合いで、最初に書かせていただきました。

○興語部会長 ありがとうございます。

あとは、ほかに何かお気づきの点とか、御質問とかございますでしょうかね。特に、よろしいですかね。

ということで、委員の先生方、この資料に関して、修正の意見とかコメントはないという理解でよろしいでしょうか。

よろしければ、資料の修正はありませんでしたので、農薬分科会への報告については部会長、私に一任い

ただくことでよろしいでしょうか。

それでは、農薬の登録申請において提出すべき資料について（平成31年3月29日付30消安第6278号農林水産省消費・安全局長通知）別添「ミツバチが暴露しないと想定される作物」への作物の追加につきましての審議につきましては、以上といたします。

○山原課長補佐 事務局でございます。

先生方、御審議いただきまして、誠にありがとうございます。

今後、所要の進捗を進めてまいりたいと存じます。

○與語部会長 それでは、本日の議事は以上となります。進行を事務局にお返しいたします。

○山原課長補佐 本日は、熱心に御審議賜りまして、厚く御礼申し上げます。

今回の議事概要及び議事録につきましては、事務局で案を作成いたしまして、委員の先生方に御確認いただきました後、公開といたします。

以上をもちまして、本日の農業資材審議会農薬分科会農薬蜜蜂影響評価部会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後2時10分 閉会